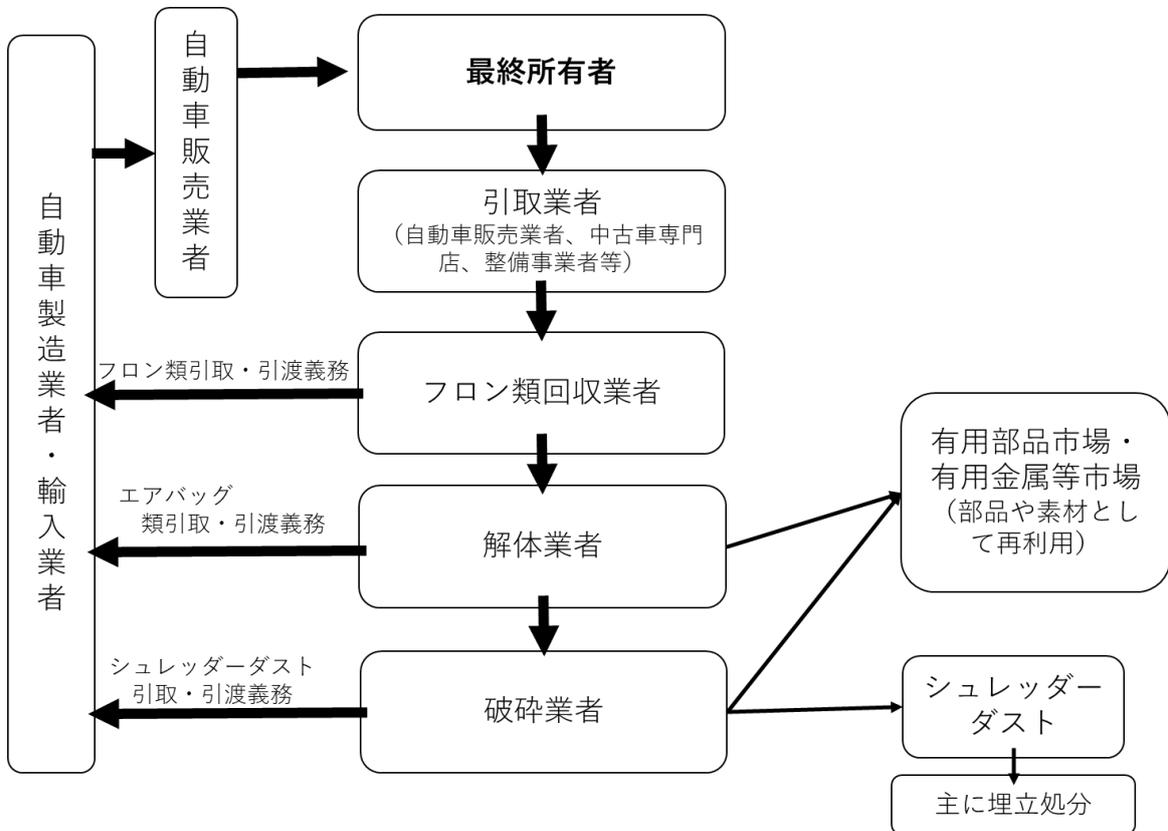


自動車リサイクル法とは

日本の保有自動車台数は約7,900万台。そのうち、毎年約500万台近くが廃棄・処理されています。金属部分や部品はリサイクルされていましたが、シュレッダーダストを埋め立て処分するための最終処分場が残り少なくなり、シュレッダーダストの排出を減らす必要がありました。

また、地球温暖化の原因となるカーエアコン冷媒（フロン類）の確実な回収・破壊及び専門技術を要するエアバッグ類の適正処理を進めるとともに、放置自動車や野積み自動車のような不法投棄、不適正処理を防止するために平成14年に「自動車リサイクル法」がつけられました。

●自動車リサイクル法における使用済自動車等の流れ



○対象となる物

フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダスト(車の解体、粉碎後に残るごみ)

